

浜岡原子力発電所お客さま向けホームページにおける「事故・故障等の通報・連絡基準」および「運転情報等でお知らせする内容について」の変更について

2015年1月29日

当社は、浜岡原子力発電所お客さま向けホームページにおける「事故・故障等の通報・連絡基準」および「運転情報等でお知らせする内容について」を、明日(1月30日)より変更するため、お知らせいたします。

変更の内容は、以下のとおりです。

当社は、今後も発電所運営の透明性をより高めるため、情報公開に努めてまいります。

1. 変更内容について

浜岡原子力発電所1号機および2号機(以下、「1,2号機」という。)の放射性液体廃棄物の放出に係る管理値の記載について、2014年2月21日に認可を受けた原子炉施設保安規定(以下、「保安規定」という。)の変更内容を踏まえ、以下のとおり変更をおこないます。

(「事故・故障等の通報・連絡基準」および「運転情報等でお知らせする内容について」は、[こちら](#)からご覧いただけます)

(1) 【事故・故障等の通報・連絡基準】の変更内容

4. 「液体状の放射性廃棄物を排水施設によって排出した場合において、保安規定に基づく放出管理目標値を超えたとき」について、以下のとおり解説を変更します(変更箇所を抜粋)。

変更前	変更後
「保安規定に基づく放出管理目標値」とは、1,2号機はそれぞれ 9.2×10^9 Bq/年(トリチウムを除く)、3,4,5号機はそれぞれ 3.7×10^{10} Bq/年(トリチウムを除く)である。	「保安規定に基づく放出管理目標値」とは、1,2号機はそれぞれ 3.0×10^9 Bq/年(トリチウムを除く)、3,4,5号機はそれぞれ 3.7×10^{10} Bq/年(トリチウムを除く)である。

(2) 【運転情報等でお知らせする内容について】の変更内容

表1-5「気体状又は液体状の放射性廃棄物の計画外の排出があったとき(排出量が原子炉等規制法に基づく報告基準に至らない場合)、あるいは排気筒モニタ、放水口モニタまたはモニタリングポストの警報が点灯したとき、または排気筒等のガスサンプリングで放射性物質を検出したとき」について、以下のとおり解説を変更します(変更箇所を抜粋)。

変更前	変更後
「報告基準に至らない場合」とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。 a. (略) b. 液体状廃棄物の場合 放出された放射エネルギーを評価することができ、かつ、その量がごく小さい場合。「ごく小さい場合」とは、保安規定で定める放出管理目標値(トリチウムを除く) 9.2×10^9 Bq/年(1,2号機)、 3.7×10^{10} Bq/年(3,4,5号機)又は放出管理の基準値(トリチウム) 9.2×10^{11} Bq/年(1,2号機)、 3.7×10^{12} Bq/年(3,4,5号機)を1日あたりに換算した量以下をいう。	「報告基準に至らない場合」とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。 a. (略) b. 液体状廃棄物の場合 放出された放射エネルギーを評価することができ、かつ、その量がごく小さい場合。「ごく小さい場合」とは、保安規定で定める放出管理目標値(トリチウムを除く) 3.0×10^9 Bq/年(1,2号機)、 3.7×10^{10} Bq/年(3,4,5号機)又は放出管理の基準値(トリチウム) 3.0×10^{10} Bq/年(1,2号機)、 3.7×10^{12} Bq/年(3,4,5号機)を1日あたりに換算した量以下をいう。

2. 変更の経緯について

2013年11月6日に、「浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉廃止措置計画」(以下、「廃止措置計画」という。)および保安規定の変更認可申請をおこない(2013年11月6日 お知らせ済み)、2014年2月21日に原子力規制委員会より認可を受けました(2014年2月21日 お知らせ済み)。

この変更認可申請では、廃止措置計画について、1,2号機の運転終了以降の放射性液体廃棄物の放射能の減少を踏まえ、希釈水を復水器冷却水から原子炉機器冷却系海水へ切り替えることとし、これに関する放射性液体廃棄物の処理および管理の計画を変更するとともに、保安規定へ本内容の反映をおこないました。

希釈水の切り替えは、放射性液体廃棄物の排水口の位置の変更工事完了後におこなうこととしていたため、変更後の放射性液体廃棄物の管理に係わる保安規定の条文については、保安規定の附則において、「希釈水の切り替え完了時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による」ことを定め、これまで従前の規定に基づき運用を継続してきました。

このたび、排水口の位置の変更工事が完了し、希釈水の切り替えについて準備が整ったことから、2015年1月30日に希釈水の切り替えをおこなうこととしました。この切り替えに伴い、放射性液体廃棄物の管理について、保安規定変更後の条文が適用となるため、「事故・故障等の通報・連絡基準」および「運転情報等でお知らせする内容について」において同事項を記載している箇所についても、記載の反映をおこなったものです。

※ 保安規定は、原子炉等規制法に基づき、発電用原子炉設置者が原子力発電所の安全運転および廃止措置をおこなう上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、国の認可を受ける規定です。

以上